

## 議案第 18 号

向日市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

向日市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 21 日提出

向日市長 安 田 守

## 条例第 号

向日市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する  
条例

向日市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加える。

第5条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 第3種又は第4種の道路（前2項に規定するものを除く。）には、交通及び地形の状況等の観点から歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 自転車通行帯の幅員の基準は、規則で定める。

第8条第1項中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改める。

第9条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第10条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第39条中「第3条第1項」を「第3条、第4条第2項及び第4項、第6条第2項」に改め、「第7条第1項」の次に「、第8条第1項及び第2項」を、「第12条第1項」の次に「、第13条」を、「第18条第1項」の次に「、第20条、第22条第2項、第27条第3項」を加える。

第40条第1項中「第7条」の次に「、第7条の2第4項」を加え、同条第2項中「第7条」の次に「、第7条の2第4項」を加え、「次条第1項及び第2項」を「次条第1項及び第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の市道については、この条例による改正後の向日市道の構造の技術的基準を定める条例第7条の2及び第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

〈参 考〉

向日市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(車線等)</p> <p>第3条 車道(副道、停車帯、自転車通行帯その他令第5条第1項の国土交通省令で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(副道)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 副道(自転車通行帯を除く。)の幅員の基準は、規則で定める。</p> <p><u>(自転車通行帯)</u></p> <p><u>第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>3 第3種又は第4種の道路(前2項に規定するものを除く。)には、交通及び地形の状況等の観点から歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>4 自転車通行帯の幅員の基準は、規則で定める。</u></p>	<p>(車線等)</p> <p>第3条 車道(副道、停車帯_____その他令第5条第1項の国土交通省令で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(副道)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 副道_____の幅員の基準は、規則で定める。</p>

(自転車道)

第8条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 略

(自転車歩行者道)

第9条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2及び3 略

(歩道)

第10条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 略

(区分が変更される道路の特例)

第39条 府道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市道とする計画がある場合において、当該部分を当該市道とすることにより令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、第3条、第4条第2項及び

(自転車道)

第8条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路

\_\_\_\_\_には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(\_\_\_\_\_前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 略

(自転車歩行者道)

第9条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道\_\_\_\_\_を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2及び3 略

(歩道)

第10条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道\_\_\_\_\_を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 略

(区分が変更される道路の特例)

第39条 府道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市道とする計画がある場合において、当該部分を当該市道とすることにより令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、第3条第1項

第4項、第6条第2項、第7条第1項、第8条第1項及び第2項、第10条第1項及び第2項、第12条第1項、第13条、第16条、第17条、第18条第1項、第20条、第22条第2項、第27条第3項、第30条並びに第32条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第2項から第4項まで、第5条、第7条、第7条の2第4項、第8条第3項、第9条第2項、第10条第3項、第12条第2項、第15条から第22条まで、第23条第3項及び第25条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第2項から第4項まで、第5条、第6条第2項、第7条、第7条の2第4項、第8条第3項、第9条第2項、第10条第3項、第12条第2項、第19条第1項、第21条第2項、第23条第3項、次条第1項及び第3項並びに第42条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

\_\_\_\_\_、第7条第1項\_\_\_\_\_、第10条第1項及び第2項、第12条第1項\_\_\_\_\_、第16条、第17条、第18条第1項\_\_\_\_\_、第30条並びに第32条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第2項から第4項まで、第5条、第7条\_\_\_\_\_、第8条第3項、第9条第2項、第10条第3項、第12条第2項、第15条から第22条まで、第23条第3項及び第25条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第2項から第4項まで、第5条、第6条第2項、第7条\_\_\_\_\_、第8条第3項、第9条第2項、第10条第3項、第12条第2項、第19条第1項、第21条第2項、第23条第3項、次条第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。